

第3章 バリアフリー化の方針

3.1 バリアフリー化の方針

本基本構想に掲げる平塚駅周辺地区重点整備地区は、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であり、高齢者や障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能をもたらすことにより、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区です。

バリアフリー化の先導的役割を持つ重点整備地区であることを考慮し、生活関連施設及び生活関連経路の整備とともに、公共交通機関のバリアフリー化や心のバリアフリーの取組を優先的に推進します。

(1) 生活関連施設のバリアフリー化の推進

生活関連施設は、施設間を結ぶ経路の起終点となることから、効率的かつ効果的なバリアフリー化を進めるため、高齢者、障がい者等の利用が多い施設について優先的に整備を推進します。また、バリアフリー化の対象となる施設の新設又は大規模な改良等を行う際には、移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。その他、既存施設については、移動等円滑化基準に適合するよう努めます。

(2) 生活関連経路のバリアフリー化の推進

生活関連経路は、重点整備地区内における生活関連施設相互間の経路です。生活関連経路の新設又は改築を行う際には、各施設設置管理者が定める移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。生活関連施設間を結ぶ経路を基本に、高齢者、障がい者等の利用実態を考慮しバス停からのアクセスも踏まえ設定します。また、関係者間の連携により沿線施設の改修時に合わせて接する経路等の整備を行うことにより、一体的なバリアフリー化を推進します。

(3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

重点整備地区内の移動円滑化を効果的に推進するため、公共交通機関の一体的なバリアフリー化を推進します。鉄道、バス、タクシー等のバリアフリー対応車両の導入促進をはじめ、駅前広場等の交通結節点での円滑な移動、乗り換えが図れるようバリアフリー経路の維持管理やユニバーサルデザインを取り入れた公共サインの設置等、誰にでもわかりやすい情報提供施設の整備を推進します。

(4) 心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等が円滑に移動でき、施設を利用できるようにすることへの協力だけではなく、自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めることが、国民一人ひとりの責務であることを浸透させるため、様々な機会を活用した教育活動や啓発活動を推進します。

心のバリアフリーについて、理解（教育・啓発）、手助け（思いやり・サービス）、利用を妨げない（障害物を放置させない）、情報提供（早く正確に伝える）という4つを基本とし、個別方針や特定事業に組み入れることで心のバリアフリーを推進します。